

「循環・共生・参加まちづくり表彰」 表彰要領

1. 表彰目的

取組部門

住民・企業等との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取組む団体のうち、特に顕著な実績をあげている団体に対し、その功績を讃えるとともに、広く全国に紹介する。

提案部門

住民・企業・自治体等が協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりを実現するための提案を募集し、特に優れた提案を表彰し、今後自治体等が取組む「循環・共生・参加まちづくり」の参考となるよう広く全国に紹介する。

2. 表彰実施者

環境大臣

3. 審査、応募対象

取組部門

市町村（特別区を含む）（1年間概ね12団体程度）
市町村協議会等、自治体連携による共同体も対象とする。

提案部門

個人、法人、団体等

4. 循環・共生・参加まちづくり表彰選考委員会の設置

循環・共生・参加まちづくり表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員は、総合環境政策局長が依頼した学識経験者等で組織する。

5. 表彰の手続き

取組部門

都道府県知事から別紙推薦調書（取組部門）により推薦された団体のうちから環境大臣が定める。なお、この際に選考委員会の意見を聞くものとする。

提案部門

別紙応募票（提案部門）により応募された個人、法人、団体等から環境大臣が定める。なお、この際に選考委員会の意見を聞くものとする。

6. 事務局

この表彰に関する事務は、総合環境政策局環境計画課で行うものとする。

7. その他

上記のほか、この表彰の実施に関し必要な事項は事務局が別に定める。